

飯能市気候風土適応住宅の基準（試行）

1 基準

令和元年国土交通省告示第 786 号第 2 項の規定に基づき、飯能市が定める基準（試行）（以下「市基準」という。）は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- （１）構造材及び仕上材については、それぞれに使用する木材の 60%以上を西川材の無垢材とすること（材料）
- （２）外壁は、外気側を真壁造又は大壁造とし、屋内側を真壁造とすること（工法）
- （３）柱の小径は原則 12.0cm 以上の軸組構造とすること（工法）
- （４）外皮平均熱貫流率（U A 値）を $1.54\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下とすること（工法）
- （５）手刻みによる加工とすること（技術）

2 適用範囲

飯能市内に新築される延べ床面積が 300 m^2 未満の住宅（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に限る）で、市基準の公表日から令和 7 年 3 月 31 日までに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく説明を行うもの。

3 その他

用語の定義及び運用は、別紙解説及び「気候風土適応住宅の解説」（一般社団法人日本サステナブル建築協会）によるものとする。

【資料掲載ホームページ：<https://www.jsbc.or.jp/document/index.html>】

飯能市気候風土適応住宅の基準（試行）解説

市基準（1）関係

1）構造材及び仕上材

- ・構造材は構造材を補う材料や下地材を含むものとし、仕上材は造作材を含むものとする。

2）西川材

- ・さいたま県産木材認証制度実施要綱第2条第1項の規定に基づく木材のうち、原則として飯能市内で生産された木材をいう。

3）西川材の確認方法

- ・さいたま県産木材認証制度実施要綱第3条第1項第2号の規定に基づく「県産木材販売伝票」により確認を行う。

4）無垢材

- ・天然乾燥またはこれに準ずる処理を施した木材をいう。

さいたま県産木材認証制度実施要綱（一部抜粋）

（定義）

第2条 さいたま県産木材（以下「県産木材」という。）とは、埼玉県内で生育したスギ・ヒノキ等の丸太及びこの丸太から生産される加工品又は製材品で、第3条に規定する方法により生産履歴が明確となっているものをいう。

2 さいたま県産木材認証事業体（以下「認証事業体」という。）とは、第7条第1項の認定書の交付を受けた木材業者等をいう。

（生産履歴の確認方法）

第3条 次の全ての要件が満たされていることにより、県産木材としての生産履歴の確認を行うものとする。

一 センターに認定された事業者が取扱っていること。

二 生産から加工・流通に至る木材の生産履歴を、第9条で定める「県産木材販売伝票」により確認できること。

市基準（2）関係

1）真壁造

- ・柱、横架材が露出している壁構造をいう。

2）大壁造

- ・柱、横架材が露出していない壁構造をいう。

3）適用除外

- ・浴室、台所のキッチンユニットまわりなどの水まわり空間に位置する外壁や、構造上の制約等により当該仕様とすることが困難な外壁

市基準（３）関係

１）柱の小径

- ・計測は仕上げ寸法にて行う。ただし、以下は例外として取り扱う。
 - ・丸柱
 - ・茶室における化粧柱

市基準（４）関係

１）外皮断熱に関する考え方

- ・飯能市地球温暖化対策実行計画において、家庭部門の CO2 削減を目指している。
- ・断熱性能が極端に低い住宅が計画されるのを避けるため、外皮平均熱貫流率の数値を設定する。

２）断熱箇所について

- ・本市の気候風土特性に鑑み、建築物の開口部や各部位に対する断熱措置等に十分な工夫を講じる。
- ・本市は内陸性気候であり、冬季を中心に底冷えするため、床下断熱を施すことが望ましい。

市基準（５）関係

１）手刻み

- ・木材の特性を生かした木配り及び墨付けを含む、伝統的な継手仕口加工の一連の手作業をいう。
- ・電動工具や木工機械を使用してもよい。

その他

１）建築主への説明

- ・市基準への適合は建築士が判断し、その判断結果は「省エネ基準への適合性に関する説明書」等と合わせて、建築主に対して説明を行う。